

26

78

26

78



- 4 また、こうした農業者団体等が行う取組を促進することは、農地の集積に伴い増大する農業用水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減して、担い手への農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするという効果を有している。
- 5 以上を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮を促進することの目標は、農業者団体等による各種の取組を促進することを通じて、農業の有する多面的機能を適切に発揮させ、将来にわたって国民がその恵沢を享受できるようにすることとする。

## **第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項**

- 1 農業の有する多面的機能は、農用地、農業用水路、農道等が地理的なまとまりをもって適切な状態で維持・管理され、かつ、そこで農業生産活動が営まれることによって、より効果的に発揮されるものである。

このため、法においては、法第6条第1項に規定する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）において、その区域を定め、農業者団体等による各種の取組を促進する区域を明らかにすることとしている。

- 2 区域の設定に当たっては、このような法の趣旨を踏まえ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地や、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた農用地などを中心として、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、市町村が農業者団体等による各種の取組を促進すべきと考える区域を的確に促進計画の区域として設定するものとする。

なお、その際には、各市町村の実情に応じて、農業者団体等による各種の取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとする。

- 3 また、促進計画においては、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（法第6条第2項第4号に規定する多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域をいう。以下「重点区域」という。）を定めることができることとされているが、この重点区域は、単に事業の実施を推進するというだけでなく、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の特例として、除外要件が厳格化されることとなる。具体的には、同法に定められた要件の他に、事業期間が満了した等の要件を満たす場合に限り農用地区域からの除外が認められることとなる。

- 4 市町村が促進計画において重点区域を定める場合には、多面的機能発揮促進事業の実施や農業振興という観点だけでなく、都市計画その他の土地利用計画との整合性、当該重点区域内の土地の権利者の意向など、幅広い観点から十分に検討を行った上で設定することが必要であることに留意し、都道府県とも十分に協議を行うものとする。

### **第3 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項**

#### **1 1号事業に関する基本的な事項**

1号事業（法第3条第3項第1号に規定する農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業をいう。以下同じ。）は、地域ぐるみの共同活動として行われる泥上げ、草刈り等の取組を組織的・計画的に行い、将来にわたってその的確な実施を確保することを目的とする事業である。

その実施に際しては、法定計画事項だけでなく、幅広く様々な観点から、共同活動の在り方について、農業者団体等を構成する関係者の間で合意が形成されることが望ましい。

このため、農業者団体等が1号事業を実施しようとするときは、事業計画の認定申請に先立ち、原則として5年間を期間とする活動計画書を作成し、当該活動計画書に即して事業計画を定めるものとする。

#### **2 2号事業に関する基本的事項**

2号事業（法第3条第3項第2号に規定する中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業をいう。以下同じ。）は、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業である。

したがって、この事業の円滑な実施を期するためには、農業生産活動を行う地域の関係者間で農業生産活動の継続的な実施に関して協定を締結し、これに基づいて事業計画を作成することが望ましい。

このため、農業者団体等が2号事業を実施しようとするときは、事業計画の認定申請に先立ち、地域の関係者間において、実施期間を5年間とする農業生産活動の継続的な実施を確保するための協定を締結することとし、農業者団体等は当該協定書に即して事業計画を定めるものとする。

#### **3 3号事業に関する基本的事項**

3号事業（法第3条第3項第3号に規定する自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業をいう。以下同じ。）は、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進し、その普及・定着を図ることを目的とする事業である。

その実施に際しては、農業者団体等を構成する関係者の間で自然環境の保全に資する農業生産活動の普及に向けた合意形成を図り、法定計画事項だけでなく、地域の実態に即した営農活動計画書を作成し、これに基づいて活動を展開することが望ましい。

このため、農業者団体等が3号事業を実施しようとするときは、事業計画の認定申請に先立ち、原則として5年間を期間とする営農活動計画書を作成し、当該営農活動計画書に即して事業計画を定めるものとする。

#### 4 その他

本法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うことが望ましい。

### 第4 前三号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項

#### 1 推進体制の整備に関する事項

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である。

#### 2 国、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での連携に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、国は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。